

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4月25日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第7号**

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び追加別表等を除く。）を加える。

改 正 後		改 正 前									
<p><b>第8条（略）</b></p> <p><u>（返還猶予）</u></p> <p><b>第8条の2</b> 条例第12条に規定する「<u>進学又は傷病その他正当の理由により教育委員会が奨学金の返還を困難と認めた者</u>」とは、別表第2の「<u>猶予事由</u>」欄に掲げる場合に該当する者とする。</p> <p><b>2</b> <u>奨学生であつた者が、返還の猶予を受けようとする場合は、奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、願書を提出しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>前項に規定する「奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類」とは、別表第2の「証明書」欄に掲げる書類とする。</u></p> <p><b>4</b> <u>奨学金の返還の猶予を受けた者が、猶予の期間を超えて引き続き猶予を受けようとする場合は、改めて第2項の規定により願出しなければならない。</u></p> <p>別表第1（第8条関係）（略）</p> <p>別表第2（第8条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>猶予事由</u></th> <th><u>証明書</u></th> <th><u>猶予される期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通（高等学校等、大学又は専修学校の専門課程）</td> <td><u>（1）学校教育法に定める学校及びこれに準ずる学校（外国に所在する学校でこれに準ずると認められるものを含む。）に在学している者（別科、専攻科、大学院を含む。）</u></td> <td><u>在学証明書又は卒業見込証明書（外国語の場合は日本語訳を添付すること。）</u></td> <td><u>在学している期間中（在学証明書に最短修業年限が明示されていないものは1年ごと）に願出すること。）</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>猶予事由</u>	<u>証明書</u>	<u>猶予される期間</u>	共通（高等学校等、大学又は専修学校の専門課程）	<u>（1）学校教育法に定める学校及びこれに準ずる学校（外国に所在する学校でこれに準ずると認められるものを含む。）に在学している者（別科、専攻科、大学院を含む。）</u>	<u>在学証明書又は卒業見込証明書（外国語の場合は日本語訳を添付すること。）</u>	<u>在学している期間中（在学証明書に最短修業年限が明示されていないものは1年ごと）に願出すること。）</u>	<p><b>第8条（略）</b></p> <p>別表第1（第8条関係）（略）</p>	
	<u>猶予事由</u>	<u>証明書</u>	<u>猶予される期間</u>								
共通（高等学校等、大学又は専修学校の専門課程）	<u>（1）学校教育法に定める学校及びこれに準ずる学校（外国に所在する学校でこれに準ずると認められるものを含む。）に在学している者（別科、専攻科、大学院を含む。）</u>	<u>在学証明書又は卒業見込証明書（外国語の場合は日本語訳を添付すること。）</u>	<u>在学している期間中（在学証明書に最短修業年限が明示されていないものは1年ごと）に願出すること。）</u>								

	(2) 聴講生・ 研究生 (週3 日以上通学 の場合に限 る。)	聴講生・研究 生 (週3日以 上通学) であ ることを学 校長が証明 するもの	その事由 が続いて いる期間 中。ただ し通算5 年以内と する。(1 年以上の 場合は年 度ごとに 願い出る こと。)
	(3) 生業に関 する養成機 関に入所 (学) した者	在所 (学) 証 明書・収入証 明書・必要な 場合は自宅 外通所 (学) 証明書	
	(4) 上記 (1) の学校に進 学を準備中 の者 (専修学 校、大学、又 は大学院受 験のための予 備校通学、又 は自宅学習 等)	予備校の在 学証明書又 は進学準備 中であるこ とを証明す る書類	
	(5) 失業して いる者	雇用保険受 給資格者証 等の写し、又 は離職証明 書	その事由 が続いて いる期間 中 (1年 以上の場 合は1年 ごとに願 い出るこ と。)
	(6) 病気療養 中の者	療養期間を 記した医師 の診断書	
	(7) 災害その 他の事情の ある者	市町村長、又 は警察署長 ・駐在巡查・ 消防署長・民 生委員等の 証明書	
高等 学校 等の み	低所得の者 (「生活保護 世帯又は同 程度の者」と し、生活保護 受給世帯又 は、世帯全員 の市町村民 税所得割が 非課税の者)	生活保護受 給世帯の場 合は、生活保 護受給証明 書 世帯全員の 市町村民税 所得割が非 課税の者の 場合は、世帯 の状況を証 明する書類 及び市町村 役場発行の	その事由 が続いて いる期間 中 (1年 以上の場 合は1年 ごとに願 い出るこ と。)

		課税証明書 (世帯全員 分)	
--	--	----------------------	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。